

FTCスパムフォーラム2003報告

メタデータ	言語: jpn 出版者: 明治大学法律研究所 公開日: 2009-02-10 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 夏井, 高人 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/10291/1327

研究会記事

法学研究会（二〇〇三年度第二回）

▽二〇〇三年七月三日（木）午後三時、研究棟第三会議室

〈テーマおよび報告者〉

FTC Spain Forum 参加報告

本学専任教授 夏井 高人

〈夏井高人専任教授の報告要旨〉

FTC スパムフォーラム 2003 報告

二〇〇三年四月三〇日から五月二日にかけてアメリカ合衆国ワシントンD.C.のFTC会議場で開催された「FTC スパムフォーラム2003」に参加した。

* * *

第一日目（四月三〇日）

一日目は、冒頭の挨拶等のセレモニーに引き続き、概要説明とチュートリアル的なセッションが続いた。

最初のセッションは、この会議全体のイントロダクションであり、スパムの定義をはじめ、基本的な問題について様々な意見の提示と討議がなされた。

基本的な姿勢としては、次のような点で意見が一致していたように思われる。

- 1) スпамは、単に迷惑であるというだけではなく、経済活動にも大きな影響を与えており、その経済的損失は、はかり知れない。
- 2) スпамに対応するために費やされるISPのコストは、かなりひどいものになっており、時間および人間のリソースの消費というコストは無視できない。
- 3) スпамは、電子メールトランザクションの九割以上を占めており、しかも毎月のように総数が増加している。その結果、まともなメールのレスポンス時間にも悪影響を与えるなど、消費者保護の観点からしても問題である。
- 4) スпамの内容も悪いものばかりで、とくに青少年に對して害悪をあたえるものが多い。
- 5) 現行法でも刑事訴追可能な事例もあるが、現実には訴追は難しい。
- 6) スпамが連邦憲法修正第1条によって保護される表現の自由にあたるという主張もあるが、商業メールに関する限り、商業的通信として修正1条によって保護される表現の自由には入らないという点で異論はない。
- 7) スпамは、世界規模で行われており、米国内でも別

の州からスパムが発信されることが珍しくないが、スパムを規制する法律を有する州にスパマーがいる場合には対応可能であるので、関連する複数の州やFTCが協力しあって対応することができる。ワシントン州の事例は、まさにそのようにして起訴することができた事例であった。

- 8) スпамに對しては、オプトインにするのがよい。

午前の二つ目のセッションは、「電子メールアドレスの収集」と題して、スパム行為のための電子メールアドレスの収集に関する討議であった。

午後には、冒頭に、連邦の反スパム法案の提案者である上院議員による挨拶があった。この挨拶では、商業広告目的でのスパムは、修正1条によって保護されることのない商業通信であるので、連邦憲法によって保護される表現の自由には含まれないことが明白であること、商業通信である以上、受信者は、その受信を拒否できるというのが判例法上も確立されており当然の権利であることが強調されていた。

この挨拶の後、午後最初のセッションとして、「送信メールアドレスの偽造」と題する討議がなされた。これは、ヘッダの偽造を含め送信者情報を偽ってなされるメール送信の問題点に関するものである。AOLの参加者から、メールのヘッダを偽造する方法の実演があった後、比較的自由に意見交換がなされた。

一日目の最後のセッションでは、プロクシサーバをはさむとスパマーを追跡できなくなるという話題とセキュリティの弱いメールサーバは、踏み台にされてしまい、これまたスパマーを追跡できなくなる原因のひとつになってしまふということなどについて問題点の指摘があった。

第二日目（五月一日）

二日目の冒頭に、FTCのコミッショナーの一人であるトンブソン氏から挨拶があった。この挨拶の中で、一日目のセッションの目的は、「スパムとは何か？」を明らかにするために、その定義を考えることが目的だったこと、二日目のセッションの目的は、「スパムによる本当の被害（リア

ルコスト）は何か？」を明らかにすることが目的だという説明があった。

挨拶に続き、主にテレマーケティングの現状とスパムとの関係の状況説明や意見交換が行われた。

次に、「ブラックリスト」というセッションがあった。これは、スパム反対活動家やISPなどがスパムを阻止するためにブラックリストを作成している行為についての討議である。

意見は二つに別れ、ブラックリストには憲法上の問題など非常に複雑な法律問題がたくさん含まれているので、ブラックリストではなくホワイトリストのほうがよいという意見と、反対に、ブラックリストのほうがよいしそれしかかんがえられないという意見とがあった。なお、ISPがブラックリストにのせることの合法性を担保するためには、プロバイダ利用契約上の「信頼関係」を破壊する重大な行為があったと判定できることが必要であり、そうでなければブラックリストに加えることはできないとの説明もあった。

午後には、「ベストプラクティス」に関する討議、そして、携帯電話などの無線通信送信を用いたテキストメッセージにおけるスパム問題に関する討議があった。

第三日目（五月二日）

最終日である三日目は、FTCのコミッショナーの一人であるスウィンデル氏の挨拶で始まった。

この挨拶の後、午前の最初のセッションになった。「連邦と州の立法」というセッションで、三日間を通じて最も重要なセッションである。次のような意見が述べられた。

- 1) 連邦法は、各州の法制にとってもユニフォーム法律としての機能を果たすことが期待できる。それによって、訴訟の提起を促進することも期待できる。
- 2) バージニア州のスパム禁止法では、スパムをコンピュータ犯罪の一種として取り扱っており、今後、そのような観点からの処罰強化も考えるべきだ。
- 3) 各州の州法だけでは、州をまたがるスパムに対して

は機能できないという意味で限界がある。その意味では、州法は、限界まで機能しているということもでき、これ以上に機能する法制としては連邦法を考えるしかない。

- 4) 連邦法により連邦政府がスパマーの特定などについて積極的にかかわることができれば、ラージスケールのスパムに対してもこれまで以上の対応が可能となる。ただし、その際には、プライバシーの保護などの関連諸法との適合性も十分に考え、バランスのよい法執行を心がけないといけない。

三日目午前の二つ目のセッションは、「国際的な側面」というもので、各国の法制動向について討議した上で、グローバルな環境において発生するスパムの問題にどう取り組むべきかを討議するものであった。

最初に各国の状況紹介があり、そのあと討議となった。結論として、グローバルな環境で起きるスパムに対する対応として、OECDでの活動や欧州指令のような国家をまたがる協調の枠組みの重要性が（日本を除く他のメンバーの間では）再認識・再確認された。とりわけ、OECDにお

ける電子的なネットワーク環境での消費者保護に関する取り組みは、今後ますますもって重要性を増していくことになると思われる。

三日目午後最初のセッションは、「訴訟対応」と題するもので、訴訟を提起する場合に問題となるさまざまな論点が討議されたが、基本的には、犯罪捜査と刑事訴訟を中心に討議がなされた。

最後のセッション及び閉会挨拶の報告は省略する。

〈法学研究会出席者〉

加藤 哲実 小室 輝久 佐々木秀智 高木 正則
夏井 高人 若林 昌子

(五〇音順)